

平成 29 年度豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザル募集要領

1 小山町殖産興業遺産(国登録文化財)活性化プロジェクト

(1) 目的

小山町は、富士紡績が明治 29 年に当町を創業の地にしたことから経済的発展が始まった。富士紡績進出前、明治 24 年の当町小山地区の人口は 2,578 人、それが明治 43 年には 15,314 人、大正 14 年には 19,000 人を超えたことからわかるように、富士紡績は小山町の発展に大きく寄与した。その後、紡績業の衰退、撤退等により平成 29 年 4 月現在 6,742 人(町全体の人口は昭和 35 年 28,900 人をピークに現在 18,933 人)まで減少した。

富士紡績は撤退したが、富士紡績の遺産である豊門会館、西洋館、及びそれらがある豊門公園、さらには森村橋にいたる一連の施設は、当町に譲渡され国の登録文化財として残っている。しかしながら、現在はこれらの遺産の老朽化が進み、公開もままならない状況から訪問客の受入れが殆どできていない。そこで、これら遺産を修復、再整備し、利活用することで、町の文化的イメージの向上、そしてシビックプライドの醸成を図ると共に、雇用機会の創出、交流人口の拡大を目的とするものである。

(2) 事業の内容

以下のア～ウの事業により、これら殖産興業の遺産を舞台に、食、遊、学を楽しみ、巡る観光を創出することとする。

ア 森村橋の復原修景事業：平成 29, 30 年度実施予定

○ 橋の概要

鋼製単トラス橋、橋の長さ 39m、幅員 4.8 明治 39 年(1906 年)完成

○ 保存と活用方針

- ・明治 39 年完成当時の橋の姿に復元し、国登録有形文化財として、また小山町の歴史を語る重要な文化財として後世へ良好な状態で保存する。
- ・森村橋ゆかりの森村市左衛門を顕彰する。
- ・土木の技術史を学ぶ場とする。
- ・橋を見渡す眺望の場の整備及びライトアップにより、橋の美しさを際立たせることで観光資源とする。

イ 豊門公園の修景事業：平成 29 年度 第 1 期工事实施

○ 公園の概要

富士紡績(株)が、優れた景勝の地を特に選び、地域住民及び従業員の教育、保健、修養などの場を提供することを目的に、大正 15 年(1924)に当時の町や町民の協力のもと会館・宿舍及び庭園を整備したものである。面積約 20,000 m²

○ 修景の方針

- ・本公園は和田豊治をはじめとする、殖産興業により日本の近代化をリードした財界人らを顕彰する由緒ある公園であり、歴史を振り返るうえで重要な地である。そのことを今一度明らかにするよう修景する。
- ・豊門会館及び西洋館と庭を一体的に活用すること前提とした修景をする。

ウ 豊門会館及び西洋館修復事業：平成 29～31 年度実施予定

○ 豊門会館の概要

大正 13 年 3 月に逝去した和田豊治社長の遺志によって、同家の向島にある明治 42, 3 年頃建築の邸宅延べ 126 坪が遺族より富士紡績に寄贈され、直ちに小山町藤曲において庭園(今の豊門公園)の築造と邸宅の移転工事に着手し、大正 14 年 12 月に落成、15 年 5 月 16 日には盛大な開館式が行われた。

和館と洋館からなる木造 2 階建て延床 527.07 m²

○ 豊門会館修復の方針

- ・老朽化した部位を修繕する。
- ・内覧できるようにするとともに、迎賓館、貸室等に利用できるように整備する。
- ・お茶、食事(ケータリング)の提供もできるようにする。

○ 西洋館の概要

富士紡績が私設した豊門青年学校の建物、豊門会館完工後に着手、昭和 5 年前に完成。スレー

ト葺き寄棟、外壁は下見板張り、正面に搭屋を配す瀟洒なデザイン。

木造2階建て(搭屋付)延床 395.76 m²

○ 西洋館修復の方針

- ・耐震補強をする。
- ・老朽化した部位を修繕する。
- ・外観を昭和初期の当時の姿に近づけるとともに、1階をレストラン、カフェに、2階を「小山町と富士紡績」の歴史資料等の展示ギャラリーとするよう改修する。

2 プロポーザル実施の目的

上記1(2)ウ 豊門会館及び西洋館修復事業は、修復に必要な設計(調査・法手続きを含む)を発注し、その後に**設計の発注先に随意契約で工事を発注することにより実現するものとする。**

本事業費は「ふるさと納税」及び「企業版ふるさと納税」等の寄附金を当てるため、寄附金が集まり次第、工事を発注するものとする。

本事業実施に当たっては、高い技術力や豊富な経験等を有し、高い品質の確保、コストコントロール、工期の短縮並びに優れたプランの提案者を公募型プロポーザル方式により選定(以下「本プロポーザル」という。)し、この事業の優先交渉者とする。

3 業務概要

(1) 業務名 豊門会館及び西洋館修復設計業務

(2) 現況建物の概要

- ・所在地 小山町藤曲地内
- ・豊門会館 木造2階 床面積：1階 387.04 m² 2階 140.03 m² 計 527.07 m²
- ・西洋館 木造2階 PH付 床面積：1階 232.89 m² 2階 150.73 m² PH12.14 m² 計 395.76 m²

(3) 業務概要

業務	履行年度	提案限度額(税込)
豊門会館及び西洋館の修復設計	平成30年3月24日まで	17,300千円

※限度額を超えた提案は失格とする。

平成30年度以降の予定(目標の寄附金額が集まる見込みが立ち次第、発注)

業務	履行年度	限度額(税込)
豊門会館及び西洋館の周囲の造園・外構実施設計	平成30,31年度 (予定)	563,500千円 (建築500,000+造園・ 外構40,000+展示(※) 他23,500)
〃 〃 のEV、模様替えに係る法的手続き		
〃 〃 の修復等及び造園工事		
〃 〃 の修復等及び造園工事監理		

※展示工事は本工事に含める。但し、平成29年度実施の展示計画を反映した展示設計要

(4) 修復イメージ

- ・別添プランを参考にする。

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 小山町入札参加資格名簿登載者であること。(平成29・30年度建設工事かつ測量・建設コンサルタント等業務参加資格)
- (2) 建築後おおむね80年以上経過している木造又はそれに類する建築物(以下「歴史的のある建築物」という。)について、三件以上の保存・修復等の設計施工の契約履行実績があること。
- (3) 管理技術者及び意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ1名配置すること。ただし、管理技術者、意匠及び構造主任技術者は一級建築士の資格を持ち、管理技術者及び意匠主任技術者は参加者が直接雇用する者であること。
- (4) 本業務を行う者に選定された場合、本業務を履行予定期間内に行うことが可能な体制を有し、技術提案書関係書類等を提出した時点において配置されていた全ての技術者が本業務の完了まで継続して本業務を行うことができる者であること。
- (5) 小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止(指名除外を含む。)の措置

を受けている者ではないこと。なお、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、小山町から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事由に該当する者でないこと。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 小山町暴力団排除条例(平成24年3月21日)第2条第1号から3号に規定する者でないこと。
- (10) 参加にあたって、連携協力企業等(参加する者と協力し、参加する者の責任の下に本業務の一部を(2)に求める技術者等を配置する者をいう。以下同じ。)を加える事を可とする。連携協力企業等がある場合は担当させる業務内容を技術提案書に含めること。
- (11) 連携協力企業等がある場合は、当該連携協力企業等が(5)から(9)までの条件を満たす者であること。

5 実施スケジュール

内 容	日時(平成 29 年)	提出方法等
公募開始	8月18日(金)	下記のデータを町のHPにて公示。 ・プロポーザル実施要領及び様式集 ・豊門公園及び西洋館の図面関係、参考修復計画図、耐震診断関係図書 ・豊門公園修景基本設計図書一式(工事範囲明示)
現場説明会 参加申込み	8月22日(火) 12:00 まで	・担当課に件名「豊門会館及び西洋館修復設計業務プロポーザル現場説明会参加申込み」とし、 様式1 に記入の上、メールすること。 ・町は小山町入札参加資格名簿登載者であるか否かを確認し、「否」の場合にはメールでその旨を通知する。 ・町からの「現場説明会参加申込み受理」のメールを確認すること。
現場説明会	8月23日(水) 10:30 から	・会場:豊門会館
参加表明書 等提出	8月30日(水) 12:00 まで	・提出方法: 様式2,3,4 を記入の上、持参または郵送 ・持参の場合は土日祝日を除き、8:30~17:00 の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 ・町は参加資格の有無を確認し、「無」の場合にはメールでその旨を通知する。 ・町からの「参加表明書受理」のメールを確認すること。
質疑受付	9月5日(火) 12:00 まで	・ 様式5 にて担当課にメールすること。 ・町からの「質疑書受理」のメールを確認すること。
質疑回答	9月7日(木) 17:00 まで	・町が参加表明者全員に質疑回答書をメールする。 ・「質疑回答書受理」のメールを町に返信すること。
辞退届	10月6日(金) 12:00 まで	・提出方法: 様式6 を記入の上、持参または郵送 ・持参の場合は土日祝日を除き、8:30~17:00 の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。
技術提案書 提出	10月10日(火) 12:00 まで	・提出方法: 様式7~9 を記入の上、必要書類を添付し、持参すること。 (郵送不可)
プレゼンテーション・ ヒアリング実施	10月17日(火) 13:30 から	・集合時間及び場所は、10月12日(木)17時までに、各提案者にメールにて通知する。
選定業者の 決定通知	10月18日(水) 17:00 まで	・各提案者にメールにて通知する。

6 提案書の内容

- (1) 提案書類提出書 (様式7) 1部
 (2) 技術提案

内 容	書式	部数
修復計画図、業務スケジュール等を、別添の「平成29年度 豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザル仕様書」に基づき提案する。	A3 5枚以内	8部

- (3) 価格提案書 (様式9) 1部

7 発注者及び事務局

- (1) 発注者 小山町
 (2) 事務局

小山町経済建設部都市整備課 〒410-1395 小山町藤曲57番地の2
 TEL : 0550-76-6142 (直通) FAX : 0550-76-2795
 E-mail : toshi@fuji-oyama.jp http://www.fuji-oyama.jp/top.html

8 仕様書

別添の「平成29年度豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザル仕様書」による。

9 技術提案 (プレゼンテーション)

- ・1 提案者当たりの所要時間は、説明 20 分以内、質疑応答 15 分以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。

10 審査

- (1) 小山町職員及び外部有識者によって構成する審査会委員が、最優秀提案者及び次点者を選定する。
 (2) 審査項目と配点

【業務遂行能力評価】20点満点 配置予定者の実績

評価対象	配点
設計施工の実績	10
管理技術者の実績	10
計	20

【技術提案評価】100点満点

評価対象		配点	
		豊門会館	西洋館
修復設計	ア 耐震補強、大規模修繕の内容	10	10
	イ 利活用への対応	10	10
建物管理	ア 文化財施設の保全対策	10	10
	イ 管理コストの削減	10	10
地域貢献	文化財修復、維持等の技術の継承、工事の際の地域貢献	10	
審査員特別加算点		10	
	計	100	

【設計費評価点】(17,300千円－提案額) / 17,300千円 × 100

(3) 審査方法

- ア 技術提案書の審査は、審査会が審査要領に基づいて行う。
 イ 審査会は、各技術提案書の中から、評価点を基に最優秀提案者及び次点者を決定する。
 ウ 業務遂行評価点(20点満点)と技術提案評価点(100点満点)との計が、72点未満の者は失格とする。

(4) 優先交渉権者等の決定及び通知

- ア 審査会は、技術提案書の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。
- イ 本町は審査会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。
- ウ 本町は提案者全てに、審査結果の概要を付しその旨をメールで通知する。
- エ 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

11 契約の締結

10の審査により選定された優先交渉権者とは、後日、選定された提案書等に基づき業務委託契約の手続きを行う。

12 共通事項

(1) 資料の追加要請

提出された参加表明書及び技術提案書に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。

(2) 失格

参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 本業務の参加表明書提出日（以下「基準日」という。）から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
- イ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

13 関係書類等

参加表明及び技術提案については、次に掲げる資料を踏まえ、所定様式により作成すること。

提供資料については、小山町ホームページにアップする。

提供資料については、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

(1) 提供資料

- ア 平成29年度 豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）
- イ 平成29年度豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザル様式集（以下「様式集」という。）
- ウ 豊門会館及び西洋館の図面及び資料
- エ 豊門会館等耐震補強設計成果（参考修復計画図、耐震診断関係図書等）
- オ 豊門公園修景基本設計図書一式

第3章 その他

1 優先交渉権者との契約

設計については、予定価格の範囲内で、優先交渉者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。

また、施工については、実施設計が終わった段階で価格交渉を行い、「ふるさと納税」及び「企業版ふるさと納税」等の寄附金額が目標金額に達する見込みが立ち次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うものとする。

優先交渉者と契約が締結できない場合は、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合、本町に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

2 その他

(1) 参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用について、提案者が負担するものとする。

(2) 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い

ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

イ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用し

ない。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

(3) 記載内容の変更

ア 技術提案書の提出後、原則として審査が終了するまでの間は、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

イ 技術提案書において、提案したる配置予定者の変更は、協議の上、本町が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

(4) 技術提案書の作成のために本町から受領した資料は、本町の了解なく公表及び使用してはならない。

(5) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本業務に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く）。

平成29年度 豊門会館及び西洋館修復設計業務公募型プロポーザル仕様書

1 計画概要

- (1) 施設の名称 豊門会館及び西洋館
- (2) 施設の場所 小山町藤曲地内
- (3) 業務範囲 豊門会館及び西洋館の修復設計

2 業務方針

小山町は、富士紡績が明治29年に当町を創業の地にしたことから経済的発展が始まった。富士紡績進出前、明治24年の当町小山地区の人口は2,578人、それが明治43年には15,314人、大正14年には19,000人を超えたことからわかるように、富士紡績は小山町の発展に大きく寄与した。その後、紡績業の衰退、撤退等により平成29年4月現在6,742人(町全体の人口は昭和35年28,900人をピークに現在18,933人)まで減少した。

富士紡績は撤退したが、富士紡績の遺産である豊門会館、西洋館、及びそれらがある豊門公園、さらには森村橋にいたる一連の施設は、当町に譲渡され国の登録文化財として残っている。しかしながら、現在はこれらの遺産の老朽化が進み、公開もままならない状況から訪問客の受入れが殆どできていない。そこで、これら遺産を修復、再整備し、利活用することで、町の文化的イメージの向上、そしてシビックプライドの醸成を図ると共に、雇用機会の創出、交流人口の拡大を目的とするものである。

豊門会館及び西洋館は文化財としての価値の保全はもとより、食、遊、学を楽しむ場として、下記方針に基づき修復する。

○豊門会館修復の方針

- ・老朽化した部位を修繕する。
- ・内覧できるようにするとともに、迎賓館、貸室等に利用できるように整備する。
- ・お茶、食事(ケータリング)の提供もできるようにする。

○西洋館修復の方針

- ・耐震補強をする。
- ・老朽化した部位を修繕する。
- ・外観を昭和初期の当時の姿に近づけるとともに、1階を繁盛するレストラン、カフェに、2階を興味を引き、わかりやすい「小山町と富士紡績」の歴史資料等の展示ギャラリーとするよう改修する。

3 修復内容

(1) 修復設計

- ア 本修復により、文化財としての価値を高めるものとする。
- イ 豊門会館及び西洋館修復方針に示す利活用に対応するプランとする。

(2) 建物管理

- ア 建物の損傷、展示物等の盗難を防ぐための設備を施す。また、長持ちするための収まりや建材、塗料、処置等を選定する。
- イ 管理コストの低減のための設備機器の選定をするとともに、断熱性の向上を図る。

(3) 地域貢献

- ・本修復工事を通して町内に文化財修復の技術が残り、その後のメンテナンスが町内企業でできることを望む。

(4) 業務の実施に当たって関係法令のほか、遵守する図書等(最新版)は以下のとおり

- ・静岡県建築・設備工事監督検査実務要覧
- ・公共建築木造工事標準仕様書(国土交通省)
- ・その他、小山町担当者が指示する基準、仕様書、指針等